

秋田駅東第三地区 区画整理だより

“とものつくり ともに生きる 人・まち・くらし”
Communication
第 56 号
2024年10月22日
発行 秋田駅東地区土地区画整理事務所
〒010-0851 秋田市手形字山崎44番地3
Tel (018)-834-2204 Fax (018)-832-9931
E-mail ro-urek@city.akita.lg.jp

事業計画の変更と今年度の進捗状況

区画整理だよりの発行が遅くなり、大変ご迷惑をおかけしております。

かねてよりお伝えしておりました事業計画の変更について、国との協議が完了し承認されました。このことにより、事業完了年度が令和15年度に延長されましたが、皆様にお知らせしている建物等の移転計画に影響はなく、引き続き事業を進めてまいります。

変更概要

総事業費	483億円	→	505億円（22億円増）
事業期間	令和12年度	→	令和15年度（3年延長）

今年度は、手形緑町、城東町内会において移転補償（27戸）を進めているほか、移転の進捗にあわせて、都市計画道路（2路線）および区画道路（9路線）の整備を進めております。また、都市計画道路千秋山崎線については、ボックス上面の構築（夜間工事）が終了し、側面および中壁の構築（日中工事）を行っております。

なお、第三地区における今年度の事業予算額は、1,497,012千円となっており、令和6年度末における進捗率は、事業費ベースで約85.4%を見込んでいます。

職員の紹介

4月1日付け人事異動による駅東事務所の新体制です。
ご近所や駅東事務所で見かけたらお気軽に声をかけてください。

所 長 長 内 克 衛	
計 画 工 事 担 当 兼 換 地 担 当	全体事業計画および事業予算等に関すること。道路工事に関すること。 仮換地、土地の使用および管理に関すること。 富樫副参事・今主席主査・木村主席主査・吉田主査・菅生技師・ 佐藤(連)技師・三浦(翔)技師
補 償 担 当	建物、工作物等の補償。新築建物の手続き、仮設住宅等に関すること。 三浦副参事・小玉主席主査・最上主席主査・高橋主席主査・ 佐藤(正)主査・高橋(菜)主任・佐藤(優)技師・菅原技師

設備などをお貸ししています

会議室と小型除雪機を無料でお貸ししています。貸し出し方法は駅東事務所へお問い合わせください。

☆駅東会議室☆

地域のみなさまの交流や会合などに使用する目的でお貸ししています。

☆小型除雪機☆

地域のみなさまが自ら実施する除雪作業を支援しています。3台の小型除雪機を準備しています。

ホームページについて

インターネット上に当事務所のホームページを開設しておりますので、ぜひご覧ください。ホームページのアドレスおよびQRコードについては以下のとおりです。

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011485/1007504/index.html>

☆主な内容☆

- 事業概要
- 関連情報
 - ・予算概要
 - ・公共施設整備内容と進捗率
 - ・区画整理だよりについて
 - ・整備の状況
 - ・各種届出様式
 - ・よく寄せられる質問・要望などについて



道路の危険箇所について

土地区画整理事業施行地区内に限らず、道路に陥没等の危険箇所がありましたら東部市民サービスセンター（電話853-1039）までご連絡ください。

土地区画整理事業についてのよくある質問

Q 1 地区内の土地を売買・贈与・相続したい。

A 1 売買・贈与・相続を行う前に必ず駅東事務所へご相談ください。

複数の従前地を合わせて一つの仮換地となっている場合があります。(例：宅地部分と道路部分)所有者が異なると、一つの仮換地として扱えず不具合が生じます。

また、所有権移転をおこなった場合は、届出が必要となりますので駅東事務所へ連絡してください。

Q 2 仮換地の詳細な情報が知りたい。

A 2 個人情報のため、駅東事務所で直接お答えいたします。

権利者の方は、本人確認のため免許証などの身分証をお持ちください。また、権利者以外の方は、委任状が必要となります。

Q 3 仮換地を分割したい。

A 3 技術的な助言が必要ですので、駅東事務所へご相談ください。

仮換地を分割したい面積に応じて、従前地を分筆する必要があります。

Q 4 仮換地指定通知を紛失してしまった。

A 4 仮換地指定通知は再発行できません。

ただし、代わりになる証明書を申請により発行できますので駅東事務所へご相談ください。

(有料：1通300円)

権利者以外の方の申請は委任状が必要になります。

Q 5 住宅の建替えにあたり、仮換地の位置を現地にあらわしてほしい。

A 5 駅東事務所へご相談ください。

Q 6 移転補償費はどのように算定されるのか。

A 6 秋田市が委託した調査会社が、建物等物件の調査を行い、その調査資料を基に国の基準に照らし合わせて算定しております。

なお、土地区画整理事業施行者(秋田市)と建物の所有者との間で、移転補償契約を締結し、補償費が支払われます。

Q 7 移転工事(解体等)は誰が行うのか？

A 7 業者の選定を含め、建物等の所有者で行うこととなります。

Q 8 移転工事の業者を紹介してほしい。

A 8 秋田市では特定の工事業者等の紹介を行っておりません。所有者ご自身で探していただくようお願いします。

事業の進捗状況

千秋山崎線築造工事について

工事概要

総延長 約470m

完成予定 令和13年度末※

今年度は鉄道横断部のボックス側面の構築を行っています。（日中施工）

工事の際は騒音、振動が発生することもあります
が、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

※ 整備スケジュールを見直し、完成を令和13年度に延期しました。

千秋山崎線完成イメージ図



▶ 建物の移転が進んでいます

令和6年3月



（道路・街区概成後）

令和6年8月



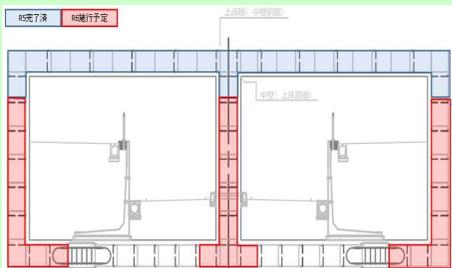
（現在の様子）

千秋山崎線施工状況



令和6年8月撮影

ボックス断面図



青色部分は施工完了
赤色部分が今年度施工

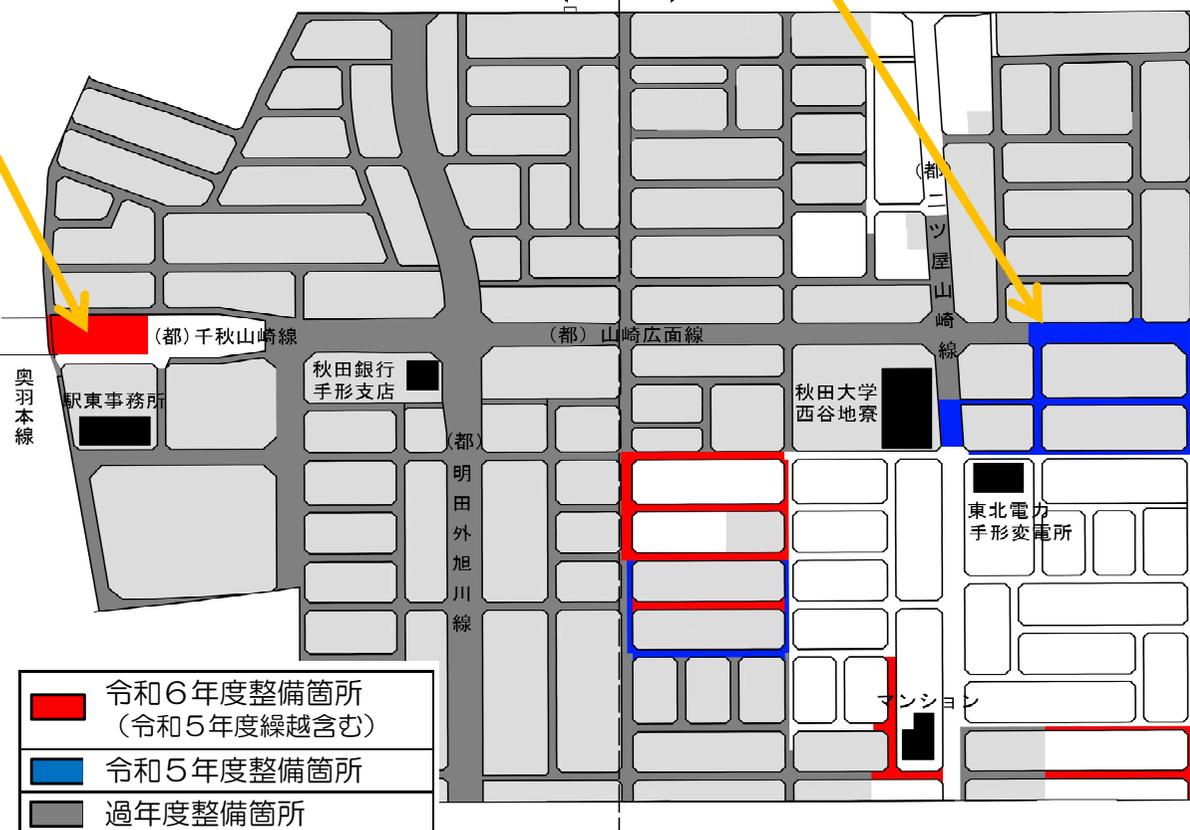
ボックス上面構築完了



主要地方道秋田岩見船岡線

西側区域 ←

→ 東側区域



- 令和6年度整備箇所
（令和5年度線越含む）
- 令和5年度整備箇所
- 過年度整備箇所